

介護保険被保険者が障害福祉サービスを上乗せ利用する場合の条件

(2021年愛知自治体キャラバンまとめ)

何らかの条件を設けている自治体は11、このうち名古屋市と岡崎市が「要支援の該当者は上乗せができない」と回答。要介護5を条件としているのは、9自治体だ。条件を設けず聞き取りですすめるのは瀬戸市のみだ。各自治体のこの回答は昨年と同じだ。

市町村名	介護保険サービスのみに必要なサービスを提供できないとき	何らかの条件を設けている	要支援の該当者は上乗せができない	障害者手帳保持者	介護保険の要介護度が要介護5の者	介護保険サービスの約半分以上を訪問介護が占めていること	条件の根拠を詳しくご記入してください
1 名古屋市	○	○	○				要支援にかかるサービスが月単位の包括報酬サービスであるため、必要な支援が介護保険制度で補えるため。
2 豊橋市	○						
3 岡崎市		○	○		○		内規による
4 一宮市		○		○		○	平成12年3月24日付け厚生労働省通知介護保険制度と障害者施策との適用関係等について
5 瀬戸市							特に条件は設定しておりません。サービス支給量については、その必要性を計画や聞き取りから把握し、審査会にて意見を求めた上で支給決定を判断しております。
6 半田市	○						
7 春日井市		○			○		春日井市障害福祉サービス等支給決定基準
8 豊川市	○						
9 津島市	○	○				○	介護保険に相当するサービスの上乗せ利用の場合は、介護保険サービスの約半分以上を当該サービスが占めていること
10 碧南市	○						
11 刈谷市		○			○	○	障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにかかる介護保険給付又は地域支援事業の区分支給限度額の制約により、確保することができないサービスの必要性を想定し基準を設けている
12 豊田市	○						
13 安城市	○						
14 西尾市					○		介護保険優先であるため、介護保険サービスを最大限利用しても不足する場合、障害福祉サービスを上乗せ支給する。
15 蒲都市	○						
16 犬山市	○						
17 常滑市	○						
18 江南市		○			○		介護保険担当課との協議による事務内規を根拠とする
19 小牧市	○						
20 稲沢市	○						
21 新城市	○						
22 東海市	○						
23 大府市	○						
24 知多市	○						
25 知立市					○		当市の支給基準により介護保険の訪問介護等のサービスを支給限度基準額まで受けてもなお障害固有のニーズに基づく支援が不足する場合で、市が必要と認める場合に、介護保険のケアプラン等を鑑み支給決定をおこなう。
26 尾張旭市	○						
27 高浜市	○						
28 岩倉市	○						
29 豊明市		○					介護度の区分変更不可の場合で、生活環境や他サービスの利用など総合的に勘案
30 日進市		○			○		障害福祉サービスに相当するサービスが介護保険法にある場合は、介護保険サービスの利用が優先となっているから、要介護5の者で単位数が足りなく、障害特性上必要と認められる者に対して上乗せを認めている
31 田原市	○						
32 愛西市		○			○		上記はあくまで原則的な取り扱い。障害者の状況により支給決定している。
33 清須市	○						
34 北名古屋市	○						被保険者の個々の状況をケアマネージャーと相談しながら上乗せの内容を決定している。
35 弥富市	○						
36 みよし市	○						
37 あま市	○						
38 長久手市	○						
39 東郷町	○						
40 豊山町	○	○		○	○	○	
41 大口町	○						
42 扶桑町	○						
43 大治町	○						
44 蟹江町	○						
45 飛島村	○						
46 阿久比町	○						
47 東浦町	○						
48 南知多町	○						
49 美浜町	○						
50 武豊町	○						
51 幸田町	○						
52 設楽町	○						
53 東栄町	○						
54 豊根村	○						